

## Ⅱ 高知県情報公開条例等の主な改正の経過

### ● 制 定

平成 2年 3月26日 高知県情報公開条例の公布
平成 2年10月 1日 高知県情報公開条例の施行

### ● 改 正

改正時期	主な改正点
<b>1</b> 平成 7年10月13日 改正 平成 7年10月13日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料（公文書1件につき200円）の無料化 写しの交付費用のみを徴収（白黒1枚30円）</li> </ul>
<b>2</b> 平成10年 3月30日 改正 平成10年10月 1日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の目的に「知る権利」を明記</li> <li>・決裁・供覧等の手続が終了していなくても組織的に用いるものとして実施機関において管理しているものは対象公文書とする</li> <li>・「何人」にも請求権を認める</li> <li>・公益上の理由がある場合の非開示情報の裁量的開示</li> <li>・非開示規定の改正 職務遂行に係る公務員の氏名を開示（個人に関する情報） 県等の事務事業情報については、客観的に支障が明白なものに限定して非開示（事務事業情報）</li> <li>・写しの交付費用を知事及び公営企業管理者が定める額とする 規則により、写しの交付費用の引き下げ（白黒1枚20円）</li> </ul>
<b>3</b> 平成10年10月20日 改正 平成11年 4月 1日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会」が実施機関に加わる</li> </ul>
<b>4</b> 平成11年12月27日 改正 平成12年 4月 1日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非開示規定（犯罪の予防、生命等の保護に関する情報、事務事業情報）の改正 （「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う一部改正）</li> </ul>

改正時期	主な改正点
<p><b>5</b> 平成12年 7月14日 改正  <b>平成12年 7月14日 施行</b>  ※ただし、一部平成15年4月1日施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非開示規定（個人に関する情報）の改正  （「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴う一部改正）</li> </ul>
<p><b>6</b> 平成13年 3月27日 改正  <b>(1) 平成13年 4月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非開示規定（個人に関する情報、犯罪の予防・捜査等に関する情報）の改正</li> <li>・公文書の存否を明らかにしない決定の規定を新設</li> <li>・事案の移送の規定を新設</li> <li>・公文書開示審査会の調査審議手続の改正</li> <li>・条例の適用除外の規定を改正（刑事訴訟に関する書類及び押収物を追加）</li> <li>・罰則規定を新設（審査会委員の守秘義務）  （「情報公開法」の施行等に伴う改正）</li> </ul>
<p><b>(2) 平成13年10月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁的記録を対象公文書に含める</li> <li>・情報公開システムによる公文書の開示の請求方法を定める</li> </ul>
<p><b>(3) 平成14年 4月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公安委員会」及び「警察本部長」が、実施機関に加わる</li> </ul>
<p><b>7</b> 平成14年 3月29日 改正  <b>平成14年 4月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関の「公文書の開示義務」を明記</li> <li>・作成又は取得した時期にかかわらず新条例の非開示規定を対象公文書すべてに適用※  ※事務事業情報ウについては、平成12年3月31日以前に作成又は取得した公文書を除く</li> </ul>
<p><b>8</b> 平成15年 7月25日 改正  <b>平成15年 8月 1日 施行</b>  <b>※規則改正</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則により、写しの交付費用の引き下げ  （白黒1枚10円、カラー1枚50円）</li> </ul>
<p><b>9</b> 平成16年12月28日 改正  <b>平成17年 1月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関の名称の改正  （「労働組合法の一部を改正する法律」の施行に伴う一部改正）</li> </ul>

改正時期	主な改正点
<p><b>10</b> 平成17年 3月29日 改正 平成17年 4月 1日 施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非開示規定の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれのある情報を非開示（個人に関する情報）</li> <li>・ 公務員等の職務遂行の内容を開示（個人に関する情報）</li> <li>・ 独立行政法人等の役員及び職員の職務の遂行に係る情報を、国家公務員と同様に開示（個人に関する情報）</li> <li>・ 独立行政法人等を、国と同様に法人等から除外（事業活動に関する情報）</li> <li>・ 独立行政法人等を、国と同様に事務事業情報の対象とする（事業活動に関する情報）</li> </ul> </li> <li>・ 公の施設の管理を行う指定管理者の情報公開に対する努力義務を規定</li> </ul>
<p><b>11</b> 平成19年 7月 2日 改正 平成19年10月 1日 施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非開示規定（個人に関する情報）の改正 （「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、条文の中から「日本郵政公社」の文言を削除する。）</li> </ul>
<p><b>12</b> 平成20年10月21日 改正 平成20年12月 1日 施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非開示規定（個人に関する情報）の改正 （「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う一部改正）</li> </ul>
<p><b>13</b> 平成21年 3月27日 改正 平成21年 4月 1日 施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「県が設立した地方独立行政法人」が、実施機関に加わる</li> </ul>